

# 令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります

※大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください。

## 【変更点】

### 1 特例給付の所得上限額が設けられます。

⇒所得額によって特例給付（5,000円）が支給されなくなります。

### 2 現況届の提出の必要がなくなります。

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※一部の受給者については、現況届の提出が必要です。

裏面（2）アをご確認ください。

## (1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①未満の場合は児童手当（児童1人当たり月額10,000円もしくは15,000円）を支給、所得が①以上②未満の場合、特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数				
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

**裏面に続きます。  
必ずご確認ください。**

## (2) 現況届の省略について

ア 大河原町では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下のかたは、引き続き現況届の提出が必要です。  
(対象になるかたには大河原町から通知します。)

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が大河原町と異なるかた
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がないかた（いわゆる無戸籍児童）
- ③離婚協議中で配偶者と別居されているかた
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者のかた
- ⑤その他、大河原町から提出の案内があったかた

イ 以下の変更事項があった方は子ども家庭課に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき  
(他の市区町村や海外への転出を含みます)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者ができたとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき  
(受給者が公務員になったときを含みます)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

お問い合わせは

大河原町役場 子ども家庭課  
児童福祉係  
電話：0224 (53) 2251